

日医発第 1068 号(年税 43)
平成 22 年 3 月 29 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐澤祥人

日本医師会年金制度の一部改定について

時下 益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より、日本医師会が運営いたします日医年金につきまして、多大なご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、昭和 43 年に創設された日医年金は、会員の約 5 万人が加入し、資産的にもわが国有数の私的年金制度に成長しております。この間、本会は日医年金の安定運営を最優先に、社会・経済情勢の変動などの環境変化に適宜対応すべく、年金制度の改定を実施してまいりました。

この度、「日本医師会年金規程」に基づき、5 年毎の制度見直しを行ったところ、医師の平均余命が国民全体の平均より長いこと、基本年金と加算年金の支給率が不均衡であるとの分析結果が出ました。そこで、本来の予定年金支給額より過大な支給を行っていることによる年金資産への損失を防ぎ、適正化するために、年金制度の一部改定が必要であるとの結論に達しました。改定の具体的内容は、予定死亡率の適正化、及び、基本年金の支給率の適正化による年金支給率の修正になりますが、詳しくは「日本医師会年金制度の一部改定についての概要」をご参照願います。(改定後の年金額のお知らせの発送は、本年 11 月の予定です)。

今回の改定においては、終身年金の加入者・受給者の年金受給額に見た目の引下げが生じますが、年金受取総額という実質面においては従前とほぼ同額となります。また、資産運用面においても、安定的な運用を行いつつ、より収益率を向上させるために、運用機関を入れ替えるなど、運用体制全体の見直しを行っております。

つきましては、諸事情をご高察のうえ、本件へのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<別添資料一覧>

- 別添 1. 日本医師会年金制度の一部改定についての概要
- 別添 2. 年金委員会答申
- 別添 3. 改定前後比較表（「日本医師会年金規程」）
- 別添 4. お願い（制度改定に関わる）

平成 22 年 3 月

日本医師会年金制度の一部改定についての概要

I. これまでの基礎率変更例

- 平成 7 年 10 月 予定死亡率の見直し
第 10 回生命表男子死亡率の 70%
⇒第 17 回生命表男子死亡率の 70%へ変更し、現在に至る。
- 平成 10 年 4 月 予定利率の見直し
年 5.5% ⇒ 年 3.0%へ変更
- 平成 15 年 1 月 予定利率の見直し
年 3.0% ⇒ 年 1.5%へ変更し、現在に至る。

II. 今回の改定内容

(1) 予定死亡率の見直し

現行の第 17 回生命表男子死亡率の 70%から、第 20 回生命表男子死亡率の 50%へ変更します。

「年金規程」第 4 条第 4 項の規定により実施されている 5 年毎の年金財政計画（第 8 回 第 36 期～第 40 期）の分析により、以下の推移表のとおり死差損益として、第 37 期以降は毎年▲30 億円以上（損失）となり、直近の決算である第 41 期では、さらに拡大し約▲46 億円に達し、予定死亡率を修正する必要が生じました。掛け目を 50%にする理由は、医師の平均余命が延びる傾向にあり、次回 5 年後の年金財政計画検討時まで、死差損拡大の可能性を現実に即して低めるためです。

死差損益の推移表

(億円)

決算期	第 36 期	第 37 期	第 38 期	第 39 期	第 40 期	第 41 期
死差損益	▲21	▲33	▲32	▲36	▲30	▲46

(▲は損失)

(2) 支給率の改定

① 予定死亡率の見直しに伴う支給率の改定

上記(1)の見直しに伴い、基本年金、加算年金とも、以下の通り改定します。(日医年金の養老年金は、基本年金と、任意の加算年金から成り立っています。)

15年保証終身年金額	現行比約87%に適正化
10年保証終身年金額	現行比約85%に適正化

(下記②による基本年金の年齢別の減額率は、現在、医師年金受託幹事会社で算出中です。)

- ◇ 1回当たりの年金受取額は減額になりますが、平均余命の伸長により、受取回数が増える分、基本的に年金受取総額は従前とほぼ同額となります。
- ◇ 加算年金のうち確定年金は、平均余命の伸長の影響を受けないため、年金額の削減はありません。

② 基本年金の支給率の見直し

基本年金が現行では加算年金の支給率より高くなっているため、同一になるように修正します。

基本年金の支給率は、「掛金払込時から年金支給開始(65歳)までの間に死亡した加入者の年金原資を、死亡しなかった者の年金原資に上乘せする」という考え方により、加算年金の支給率より高く設定されています。同時に、その基本年金から加入者の遺族一時金が支給されており、“過大な支払い”の状態になっています。財政健全化の観点から、この状態を解消し、基本年金の支給率を加算年金の支給率と同一になるように適正化を図ります。

(上記②による基本年金の年齢別の減額率は、現在、医師年金受託幹事会社で算出中です。)

(3) 受給者の脱退の特例

過去の制度改定時と同様に、施行日から、1年間に限り脱退を認める規定を設けます。

なお、加入者は、通常通り脱退が可能です。

(4) 制度改定は、平成22年10月1日から実施します。

(5) その他

- ①「年金規程」の改定版は、運用機関の変更に伴う別表5の改定と合わせ、本年9月頃に、一括して送付します。
- ②加入者、受給者宛て個人別の改定後の年金額のお知らせは、支給率改定に伴うコンピューター・ソフト開発後の本年11月に送付の予定です。
- ③制度加入者への周知につきましては、制度加入者ご本人宛てのダイレクトメール（複数回）を含み、本会のメディア（日医ニュース、折り込みチラシ、日医ホームページ、日医年金ホームページ、白クマ通信等）を使い、適宜行っていく予定です。
- ④Q&Aなど詳細は、都道府県医師会の日医年金担当課長宛てに、現在送付しています。

【補足説明】

受給者の養老年金の受取コースは、以下の表のとおり、5コースあり、今回の制度改定では、*印のついている終身年金の年金額のみが適正化されます。

コース	基本年金 * (年齢により減額率が異なります)	加算年金
A	10年保証期間付終身年金 *	10年保証期間付終身年金 *
B 1	15年保証期間付終身年金 *	15年保証期間付終身年金 *
B 2	15年保証期間付終身年金 *	5年確定
B 3	15年保証期間付終身年金 *	10年確定
B 4	15年保証期間付終身年金 *	15年確定

(注：加入者は、受給開始手続きの際に上記のコースの選択を決定して頂きます。「15年保証期間付終身年金」とは、受給開始から15年間の年金の支払いが保証され、その後は終身にわたり、年金を支給します。「5年確定」とは、年金の支給を5年に確定したものです。「保証」も「確定」も期間内に死亡された場合は、遺族年金、又は、遺族一時金が支払われます。なお、平成5年11月以降加入の方は、Aコースを選択できません。)

◇ 1回当たりの年金受取額は減額になりますが、平均余命の伸長により、受取回数が増える分、基本的に年金受取総額は従前とほぼ同額となります。

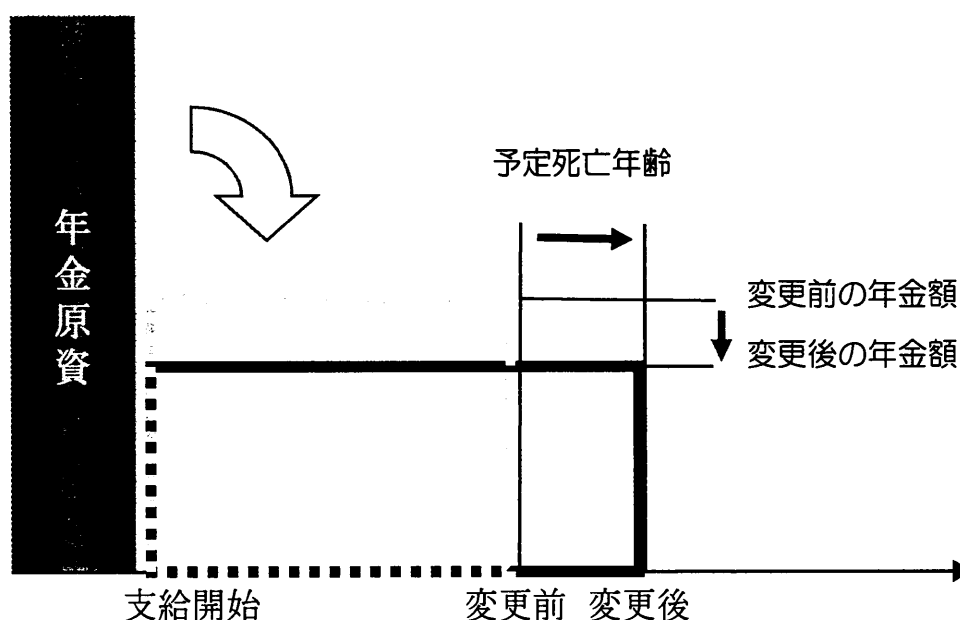
予定死亡率： 制度に加入している方の生存状況の見込み。「計算上の仮定」（見込み）と「実績値」は通常一致しません。両者が乖離すると収支に損益が生じ、死差損、又は、死差益となります。このため、なるべく誤差が発生しないように「計算上の仮定」を修正する必要があります。

予定利率： 年金額の算定などに使用する利率であり、現在年 1.5%です。

予定死亡率の見直しの年金額への影響：

日医年金の年金額は、支給開始時から予定死亡時までの期間（年数）に応じて決定されます。今回の予定死亡率の改定で当該期間が長くなり、一回当たりの年金額は減額になります。しかしながら、当該期間が長くなったことで、受取回数が増え、その結果、受取総額は、制度変更前と変更後では基本的に同一です。

次の図では、変更前の受取総額は点線で表示され、変更後の受取総額が太い実線で表示されており、両者の面積は同一となるイメージとなります。



【添付資料】

1. 年金委員会答申
2. 改定前後比較表（「年金規程」）
 - 2-1. 「年金支給率表」（別表 1， 別表 4）
 - 2-2. 「附則」（規程改正時の脱退の特例）
 - 2-3. 「生命保険に関する文言の削除」

答 申

平成 22 年 2 月 10 日

日本医師会長
唐 澤 祥 人 殿

日本医師会年金委員会

委員長	宝 住	与 一
副委員長	羽生田	俊
委員	今 村	聡
	高 久	史 磨
	久 道	茂 博
	竹 内	輝 造
	石 黒	順 司
	峯 村	栄 省
	橋 本	裕 郎
	内 藤	悦 雄
	福 島	義 樹
	前 田	義 好
	小 澤	孝 好
	有 田	健 一
	松 田	啓 介
	江 永	浩 之
		畑 浩

答 申

日本医師会年金（日医年金）は、本会が会員福祉事業の一環として、昭和43年10月に発足させた年金制度であります。

日医年金は、医師特有の就業形態に合わせた多くの特徴を有しており、医師とその家族の生涯設計・福祉向上に多大な貢献を果たして参りました。平成21年9月末時点で、制度加入者合計は47,730名で、内加入者は23,115名、受給者は24,615名であります。基金残高は4,360億円（時価）であり、私的年金としては我が国最大規模の一つになっております。

しかしながら、ここ数年、日医年金を取巻く社会・経済情勢の変化により、年金財政は大きな圧迫を受けました。ここで、「日本医師会年金規程」（「年金規程」）に基づく5年毎の年金財政計画の検討・利源分析が行われた結果、死差損の改善、及び、利差益の確保が必要となりました。

今回の制度見直しは、問題の分析と細部にわたる検討を必要とするため、当委員会では専門家で構成する生涯設計委員会にその検討を委ねました。生涯設計委員会での検討結果である助言に基づき、本委員会で慎重に審議した結果、予定死亡率の修正、基本年金の支給率の適正化、運用体制全体の見直しが必要であるとの結論に達しましたので、ここに検討結果をまとめ、次の通り答申致します。

1. 問題点と見直しについて

日医年金の問題の一つに、死差損の計上があります。これは、受給者の平均余命の長期化により、年金の数理上の死亡率（予定死亡率）が高く、実際の死亡率が低かったため、年金数理上で予定していた年金給付より、多くの年金額を支払い、その分、年金財政を悪化させました。従いまして、予定死亡率を、適正な率に見直すことが必要になっております。また、この際に、基本年金の支給率表が、加算年金の支給率表より高くなっている現状を、財政の健全化等の観点から修正し、同一の率に修正することが必要になっております。

年金資産の運用面では、抑制したリスク量で、より多くの収益を獲得するために、運用の効率化を行い、運用体制全体の見直しを行うことを推奨します。

これ以外の諸点につきましては、問題点を整理し、事態の推移を見極めた上で、改めて対処することが適当であります。

2. 変更内容

2-1. 予定死亡率などの見直し

予定死亡率を、現行の「第17回生命表（平成2年国勢調査）男子死亡率の70%」を、「第20回生命表（平成17年国勢調査）男子死亡率の50%」に変更し、それに伴い、支給率の見直しを行います。さらに、基本年金の支給率表の率を、加算年金の支給率表の率と同一になるように修正します。

制度の変更日は、制度加入者への説明、及び、事務処理上の観点から、平成22年10月1日が適当であります。

改定した支給率は、基本年金・加算年金とも、新規加入者はもちろん、既存の加入者、及び、受給者の掛金に対して適

用します。(但し、受給者の給付開始部分に対応する掛金については適用せず、従って、支払い済の給付金の返金は要求しません。)

引下げ率は、次の通りとなります。

①15年保証終身年金:一律86%とする(14%削減)

(なお、基本年金の支給率を加算年金の支給率と同一にするための修正を行った後の削減率については、別途、受託会社から詳細な報告がある予定です。)

②確定年金:平均余命伸長の影響を受けないため削減は行われぬ。

なお、この制度変更について、加入者、延長者、受給者、未手続き者に対して十分な説明を行う必要がありますが、了解が得られない場合は、任意脱退を認めることとなります。しかし、現行の「年金規程」では受給者の脱退は認められていないので、前回の制度改正の時と同様に、特例措置として受給者についても任意脱退を認める規定を設け、その脱退者には積増年金分を除く制度変更前の責任準備金相当額を支給することとします。

2-2. 運用体制全体の見直し

前回の運用体制全体の見直しから5年が経過し、運用の効率化をはかるために、運用体制の全面的な見直しを行います。リターンとリスクは、4.1%と7%を条件にしました。

年金資産の基本配分比率は、国内株式と外国株式の合計比率を現行に比べて、3%減少させて、リスクを抑制する一方で、リスク・リターンの特性が良好な代替投資であるヘッジファンドを新規に5%配分します。また、運用スタイルでは、運用評価の基準となる株式指数などを目標とする運用スタイルであるパッシブ運用の比率を現行より高めます。外国債券は100%（現行約25%）、内外株式は約60%（現行約40%）を配分します。この理由は、現行では株式指数を上回ることを目標とするアクティブ運用の運用実績が概ね低く、運用報酬額が高額であるため、アクティブ運用の配分比率を低める修正を行うためであります。詳細は、別添の「日医年金の運用体制の見直しのまとめ」をご参照ください。

3. 今後の課題など

今回の制度改正は、予定死亡率の見直し、及び、基本年金の支給率表の修正にとどめることにしました。しかし、今後、社会情勢の変化などに注意しながら、日医年金が持続可能な年金制度であることを維持するために、他の諸課題について鋭意検討を続けることが必要であります。

日医年金の運用体制の見直しのまとめ

第11回理事会 平成22年2月16日

投資対象 資産	政策アセットミックスなど			運用スタイル						
	基本配分比率 現行 → 提案		許容乖離幅	ベンチマーク	パッシブ 現行 → 提案		アクティブ	アクティブの内訳		
	バリュー	グロース			その他					
国内株式	19%	10%	±3%	TOPIX(配当込み)	約40%	約60%	約40%	25%	10%	小型5%
外国株式 (ヘッジ無)	19%	25%	±3%	MSCI-ALL COUNTRY(除く日本)	約40%	約60%	約40%	25%	5%	エマージング*10%
オルタナティブ	0%	5%	(対象外)	有担保コール翌日物(参考指数)	-	-	-			
外国債券 (ヘッジ付)	31%	30%	±3%	シティグループ世界国債インデックス (除く日本、フルヘッジ、円ベース)	約25%	100%	0%			
国内債券	31%	30%	±3%	NOMURA-BPI国債(11年超)指数	生保一 般勘定 100%	100%	0%			
現金等	0	0	0~3%	有担保コール翌日物	-	-	-			

リバランス： 四半期末時点で、基本配分比率から許容乖離幅を超えた場合、基本配分比率の上下限まで修正する。

改定前後比較表
支給率表の改定 別表1

改定前						改定後					
別表1 年金支給率表(加入年齢64歳6ヵ月未満)						別表1 年金支給率表(加入年齢64歳6ヵ月未満)					
払込年齢	基本年金 支給率	加算年金 支給率	払込年齢	基本年金 支給率	加算年金 支給率	払込年齢	基本年金 支給率	加算年金 支給率	払込年齢	基本年金 支給率	加算年金 支給率
満25歳	0.00953	0.00843	満46歳	0.00685	0.00616	満25歳	0.00735	0.00735	満46歳	0.00538	0.00538
26	0.00938	0.00830	47	0.00673	0.00607	26	0.00724	0.00724	47	0.00530	0.00530
27	0.00923	0.00818	48	0.00662	0.00599	27	0.00714	0.00714	48	0.00522	0.00522
28	0.00909	0.00806	49	0.00650	0.00590	28	0.00703	0.00703	49	0.00514	0.00514
29	0.00896	0.00794	50	0.00639	0.00581	29	0.00693	0.00693	50	0.00507	0.00507
30	0.00882	0.00783	51	0.00627	0.00572	30	0.00683	0.00683	51	0.00499	0.00499
31	0.00869	0.00771	52	0.00616	0.00564	31	0.00672	0.00672	52	0.00492	0.00492
32	0.00855	0.00759	53	0.00605	0.00556	32	0.00663	0.00663	53	0.00485	0.00485
33	0.00842	0.00748	54	0.00594	0.00547	33	0.00653	0.00653	54	0.00478	0.00478
34	0.00829	0.00737	55	0.00583	0.00539	34	0.00643	0.00643	55	0.00471	0.00471
35	0.00816	0.00726	56	0.00571	0.00531	35	0.00634	0.00634	56	0.00464	0.00464
36	0.00804	0.00715	57	0.00560	0.00523	36	0.00624	0.00624	57	0.00457	0.00457
37	0.00792	0.00705	58	0.00548	0.00515	37	0.00615	0.00615	58	0.00450	0.00450
38	0.00779	0.00695	59	0.00536	0.00508	38	0.00606	0.00606	59	0.00443	0.00443
39	0.00767	0.00685	60	0.00524	0.00501	39	0.00597	0.00597	60	0.00437	0.00437
40	0.00755	0.00674	61	0.00512	0.00493	40	0.00588	0.00588	61	0.00430	0.00430
41	0.00743	0.00664	62	0.00501	0.00486	41	0.00580	0.00580	62	0.00424	0.00424
42	0.00731	0.00654	63	0.00489	0.00479	42	0.00571	0.00571	63	0.00418	0.00418
43	0.00719	0.00645	64	0.00477	0.00472	43	0.00563	0.00563	64	0.00412	0.00412
44	0.00707	0.00635	65	0.00465	0.00465	44	0.00554	0.00554	65	0.00406	0.00406
45	0.00696	0.00625				45	0.00546	0.00546			

注 1. この表は、払込年齢に応じた掛金1に対する年金支給率表である。
2. 払込年齢の端数月数は、直線補間する。
3. 保証期間が15年となる給付(支給期間終身)に適用する。

注 1. この表は、払込年齢に応じた掛金1に対する年金支給率表である。
2. 払込年齢の端数月数は、直線補間する。
3. 保証期間が15年となる給付(支給期間終身)に適用する。

支給率表の改定 別表4

改定前						改定後					
別表4 平成5年10月1日付附則第2条第4項第3号にかかわる年金支給率表						別表4 平成5年10月1日付附則第2条第4項第3号にかかわる年金支給率表					
払込年齢	基本年金支給率	加算年金支給率	払込年齢	基本年金支給率	加算年金支給率	払込年齢	基本年金支給率	加算年金支給率	払込年齢	基本年金支給率	加算年金支給率
満25歳	0.01008	0.00892	満46歳	0.00725	0.00652	満25歳	0.00757	0.00757	満46歳	0.00554	0.00554
26	0.00993	0.00879	47	0.00713	0.00643	26	0.00746	0.00746	47	0.00546	0.00546
27	0.00978	0.00866	48	0.00701	0.00634	27	0.00735	0.00735	48	0.00538	0.00538
28	0.00963	0.00853	49	0.00688	0.00625	28	0.00724	0.00724	49	0.00530	0.00530
29	0.00948	0.00840	50	0.00676	0.00615	29	0.00713	0.00713	50	0.00522	0.00522
30	0.00934	0.00828	51	0.00664	0.00606	30	0.00703	0.00703	51	0.00514	0.00514
31	0.00919	0.00816	52	0.00652	0.00597	31	0.00692	0.00692	52	0.00507	0.00507
32	0.00905	0.00804	53	0.00641	0.00588	32	0.00682	0.00682	53	0.00499	0.00499
33	0.00891	0.00792	54	0.00629	0.00579	33	0.00672	0.00672	54	0.00492	0.00492
34	0.00878	0.00780	55	0.00617	0.00571	34	0.00662	0.00662	55	0.00485	0.00485
35	0.00864	0.00769	56	0.00605	0.00562	35	0.00652	0.00652	56	0.00477	0.00477
36	0.00851	0.00757	57	0.00592	0.00554	36	0.00643	0.00643	57	0.00470	0.00470
37	0.00837	0.00746	58	0.00580	0.00546	37	0.00633	0.00633	58	0.00463	0.00463
38	0.00824	0.00735	59	0.00567	0.00538	38	0.00624	0.00624	59	0.00457	0.00457
39	0.00812	0.00725	60	0.00555	0.00530	39	0.00615	0.00615	60	0.00450	0.00450
40	0.00799	0.00714	61	0.00543	0.00522	40	0.00606	0.00606	61	0.00443	0.00443
41	0.00786	0.00703	62	0.00530	0.00515	41	0.00597	0.00597	62	0.00437	0.00437
42	0.00774	0.00693	63	0.00518	0.00507	42	0.00588	0.00588	63	0.00430	0.00430
43	0.00761	0.00683	64	0.00505	0.00499	43	0.00579	0.00579	64	0.00424	0.00424
44	0.00749	0.00672	65	0.00492	0.00492	44	0.00571	0.00571	65	0.00418	0.00418
45	0.00736	0.00662				45	0.00562	0.00562			

注 1. この表は、払込年齢に応じた掛金1に対する年金支給率表である。
 2. 払込年齢の端数月数は、直線補間する。
 3. 保証期間が10年となる給付(支給期間終身)に適用する。

注 1. この表は、払込年齢に応じた掛金1に対する年金支給率表である。
 2. 払込年齢の端数月数は、直線補間する。
 3. 保証期間が10年となる給付(支給期間終身)に適用する。

規程改正時の脱退の特例 附則

参考 前回附則	今回新設附則
<p>附 則 (施行日) 第1条 この改正規程は、平成15年1月1日から施行する。</p>	<p>下線部が前回附則からの変更箇所 附 則 (施行日) 第1条 この改正規程は、<u>平成22年10月1日</u>から施行する。</p>
<p>(規程改正時の養老年金額の特例) 第2条 この改正規程の施行日の前日における加入者（延長者を含む）の施行日の前月分までの掛金に対応する養老年金の月額は、第16条の規定にかかわらず、つぎの各号の合計額とする。 (1) 基本年金および加算年金（第27条第1項第2号の規定による積増年金を除く） 改正前の規程により計算された額に数理上の換算率を乗じて得た額。 (2) 第27条第1項第2号の規定による積増年金 施行日の前日までに配分された額に数理上の換算率を乗じて得た額。 2 この改正規程の施行日の前日における養老年金の受給権者の養老年金の月額は、第16条および第17条の規定にかかわらず、つぎの各号の合計額とする。 (1) 基本年金および加算年金（第27条第1項第2号の規定による積増年金を除く） 改正前の規程により計算された額に数理上の換算率を乗じて得た額。 (2) 第27条第1項第2号の規定による積増年金 施行日の前日までに配分された額に数理上の換算率を乗じて得た</p>	<p>(規程改正時の養老年金額の特例) 第2条 この改正規程の施行日の前日における加入者（延長者を含む）の施行日の前月分までの掛金に対応する養老年金の月額は、第16条の規定にかかわらず、つぎの各号の合計額とする。 (1) 基本年金および加算年金（第27条第1項第2号の規定による積増年金を除く） 改正前の規程により計算された額に数理上の換算率を乗じて得た額。 (2) 第27条第1項第2号の規定による積増年金 施行日の前日までに配分された額に数理上の換算率を乗じて得た額。 2 この改正規程の施行日の前日における養老年金の受給権者の養老年金の月額は、第16条および第17条の規定にかかわらず、つぎの各号の合計額とする。 (1) 基本年金および加算年金（第27条第1項第2号の規定による積増年金を除く） 改正前の規程により計算された額に数理上の換算率を乗じて得た額。 (2) 第27条第1項第2号の規定による積増年金 施行日の前日までに配分された額に数理上の換算率を乗じて得た</p>

<p>額。</p> <p>3 この改正規程の施行日の前日までに養老年金の受給権者に支給すべき額のうち、未払いの金額については、改正前の規程により計算された額とする。</p>	<p>額。</p> <p>3 この改正規程の施行日の前日までに養老年金の受給権者に支給すべき額のうち、未払いの金額については、改正前の規程により計算された額とする。</p>
<p>(規程改正時の育英年金額の特例)</p> <p>第3条 この改正規程の施行日の前日における育英年金の受給権者の育英年金の月額、第19条の規定にかかわらず、改正前の規程により計算された額に数理上の換算率を乗じて得た額とする。</p> <p>2 この改正規程の施行日の前日までに育英年金の受給権者に支給すべき額のうち、未払いの金額については、改正前の規程により計算された額とする。</p>	<p>(規程改正時の育英年金額の特例)</p> <p>第3条 この改正規程の施行日の前日における育英年金の受給権者の育英年金の月額、第19条の規定にかかわらず、改正前の規程により計算された額に数理上の換算率を乗じて得た額とする。</p> <p>2 この改正規程の施行日の前日までに育英年金の受給権者に支給すべき額のうち、未払いの金額については、改正前の規程により計算された額とする。</p>
<p>(規程改正時の傷病年金額の特例)</p> <p>第4条 この改正規程の施行日の前日における傷病年金の受給権者の傷病年金の月額、第21条の3の規定にかかわらず、改正前の規程により計算された額に数理上の換算率を乗じて得た額とする。</p> <p>2 この改正規程の施行日の前日までに傷病年金の受給権者に支給すべき額のうち、未払いの金額については、改正前の規程により計算された額とする。</p>	<p>(規程改正時の傷病年金額の特例)</p> <p>第4条 この改正規程の施行日の前日における傷病年金の受給権者の傷病年金の月額、第21条の3の規定にかかわらず、改正前の規程により計算された額に数理上の換算率を乗じて得た額とする。</p> <p>2 この改正規程の施行日の前日までに傷病年金の受給権者に支給すべき額のうち、未払いの金額については、改正前の規程により計算された額とする。</p>

<p>(規程改正時の遺族年金額の特例)</p> <p>第5条 この改正規程の施行日の前日における遺族年金の受給権者の遺族年金の月額、第24条の規定にかかわらず、次の各号の合計額とする。</p> <p>(1) 基本年金および加算年金(第27条第1項第2号の規定による積増年金を除く)</p> <p>改正前の規程により計算された額に数理上の換算率を乗じて得た額。</p> <p>(2) 第27条第1項第2号の規程による積増年金</p> <p>施行日の前日までに配分された額に数理上の換算率を乗じて得た額。</p> <p>2 この改正規程の施行日の前日までに遺族年金の受給権者に支給すべき額のうち、未払いの金額については、改正前の規程により計算された額とする。</p>	<p>(規程改正時の遺族年金額の特例)</p> <p>第5条 この改正規程の施行日の前日における遺族年金の受給権者の遺族年金の月額、第24条の規定にかかわらず、次の各号の合計額とする。</p> <p>(1) 基本年金および加算年金(第27条第1項第2号の規定による積増年金を除く)</p> <p>改正前の規程により計算された額に数理上の換算率を乗じて得た額。</p> <p>(2) 第27条第1項第2号の規程による積増年金</p> <p>施行日の前日までに配分された額に数理上の換算率を乗じて得た額。</p> <p>2 この改正規程の施行日の前日までに遺族年金の受給権者に支給すべき額のうち、未払いの金額については、改正前の規程により計算された額とする。</p>
<p>(規程改正時の脱退の特例)</p> <p>第6条 この改正規程の施行日の前日における養老年金の受給権者で今回の規程改正に同意しない者は、平成15年12月31日までに限り制度より脱退することができる。</p> <p>2 前項の規定により脱退した者には、一時金として、この改正規程の施行日の前日における養老年金の年金現価相当額(第27条第1項第2号の規定による積増年金相当分を除く)を支給する。</p> <p>ただし、施行日以降の期間に対応する養老年金の支給を受けた場合は、その金額を控除する。</p>	<p>(規程改正時の脱退の特例)</p> <p>第6条 この改正規程の施行日の前日における養老年金の受給権者で今回の規程改正に同意しない者は、<u>平成23年9月30日</u>までに限り制度より脱退することができる。</p> <p>2 前項の規定により脱退した者には、一時金として、この改正規程の施行日の前日における養老年金の年金現価相当額(第27条第1項第2号の規定による積増年金相当分を除く)を支給する。</p> <p>ただし、施行日以降の期間に対応する養老年金の支給を受けた場合は、その金額を控除する。</p>

生命保険に関する文言の削除 前文

改定前	改定後
<p data-bbox="167 347 367 376"><u>下線部分を削除</u></p> <p data-bbox="179 395 263 424">(前文)</p> <p data-bbox="138 440 1038 855">国民医療の担い手である医師の生活の安定、とりわけ、その老後の生活保障を図ることは、本来、国家の責務である。医師の生活の安定なくして国民医療の充実、発展はありえない。にもかかわらず、この点に関する何等の施策も期待しえないのが現状である。したがって、医師自らの力で自衛策を講ぜざるをえない。しかも、一人一人の医師が個人として効果的に自己の生活の安定を図りうる時代は過ぎ去っている。最も強力かつ効果的な自衛手段は、すべての医師が連帯し、その総力を結集して、初めて生み出される。そして、かかる自衛手段を講じうるものは、日本医師会をおいてない。</p> <p data-bbox="138 871 1038 951">ここに、医師の福祉向上の担い手である本会は、その基本的事業の一つとして医師年金制度を実施することとし、本規程を制定する。</p> <p data-bbox="138 967 1038 1382">本年金制度の特色は、真に連帯意識をもつ全国的規模での医師集団による相互扶助を大前提とし、拠出された年金基金の管理運用については、<u>信託方式と生命保険方式との結合という高度に近代化された効率的な方式</u>を利用し、そこから個人による自衛では生み出しえない効果をあげ、かつ、その効果のすべてを医師個人に還元し、医師の福祉の向上を図る、という点にある。そのためにこの年金基金は、本会の他の財源と完全に区別され、年金制度運営のため本会が必要とする事務費を除いては、あげて行政監督下にある確実な金融機関にこれを委託運用せしめ、そこから生じる収益もすべて年金基金に留保される。</p> <p data-bbox="138 1398 1038 1477">年金制度の発足にあたり、この制度への参加者全員が一体となって、本規程を誠実に遵守しつつ、制度の健全な育成に努めることを誓う。</p>	<p data-bbox="1113 387 1197 416">(前文)</p> <p data-bbox="1072 432 1970 847">国民医療の担い手である医師の生活の安定、とりわけ、その老後の生活保障を図ることは、本来、国家の責務である。医師の生活の安定なくして国民医療の充実、発展はありえない。にもかかわらず、この点に関する何等の施策も期待しえないのが現状である。したがって、医師自らの力で自衛策を講ぜざるをえない。しかも、一人一人の医師が個人として効果的に自己の生活の安定を図りうる時代は過ぎ去っている。最も強力かつ効果的な自衛手段は、すべての医師が連帯し、その総力を結集して、初めて生み出される。そして、かかる自衛手段を講じうるものは、日本医師会をおいてない。</p> <p data-bbox="1072 863 1970 943">ここに、医師の福祉向上の担い手である本会は、その基本的事業の一つとして医師年金制度を実施することとし、本規程を制定する。</p> <p data-bbox="1072 959 1970 1374">本年金制度の特色は、真に連帯意識をもつ全国的規模での医師集団による相互扶助を大前提とし、拠出された年金基金の管理運用については、高度に近代化された効率的な方式を利用し、そこから個人による自衛では生み出しえない効果をあげ、かつ、その効果のすべてを医師個人に還元し、医師の福祉の向上を図る、という点にある。そのためにこの年金基金は、本会の他の財源と完全に区別され、年金制度運営のため本会が必要とする事務費を除いては、あげて行政監督下にある確実な金融機関にこれを委託運用せしめ、そこから生じる収益もすべて年金基金に留保される。</p> <p data-bbox="1072 1390 1970 1469">年金制度の発足にあたり、この制度への参加者全員が一体となって、本規程を誠実に遵守しつつ、制度の健全な育成に努めることを誓う。</p>

生命保険に関する文言の削除 第2条

改定前	改定後
<p data-bbox="170 343 374 375">下線部分を削除</p> <p data-bbox="158 391 294 422">(年金財産)</p> <p data-bbox="136 438 1043 614">第2条 この制度の給付を行なうための原資(年金財産)は、第三者の管理に委ねるものとし、本会が別表5に掲げる契約を締結して、<u>受託者および保険者</u>たるおのおのの金融機関に、契約に従い責任をもって年金財産の管理および運用を行なわせる。</p> <p data-bbox="136 630 1043 805">2 加入者が払い込む掛金は、本会がこれを受け入れて第5条第2項に規定する事務費を控除したのち、別表5に掲げる年金信託契約の<u>受託者および企業年金保険契約の保険者</u>たる金融機関に、おのおのの契約に基づく信託金または保険料として払い込む。</p> <p data-bbox="136 821 1043 901">3 別表5に掲げる各信託契約から生ずる<u>果実</u>、および保険契約から生ずる<u>配当金</u>は、年金財産に留保する。</p>	<p data-bbox="1088 391 1224 422">(年金財産)</p> <p data-bbox="1065 438 1973 614">第2条 この制度の給付を行なうための原資(年金財産)は、第三者の管理に委ねるものとし、本会が別表5に掲げる契約を締結して、<u>受託者</u>たるおのおのの金融機関に、契約に従い責任をもって年金財産の管理および運用を行なわせる。</p> <p data-bbox="1065 630 1973 758">2 加入者が払い込む掛金は、本会がこれを受け入れて第5条第2項に規定する事務費を控除したのち、別表5に掲げる年金信託契約の<u>受託者</u>たる金融機関に、おのおのの契約に基づく信託金として払い込む。</p> <p data-bbox="1065 774 1973 805">3 別表5に掲げる各信託契約から生ずる<u>果実</u>は、年金財産に留保する。</p>

お願い

- ①制度改定に伴い、パンフレット・加入申込書などを送付される際には、「重要事項のお知らせ」(下記別添4-1.)と併せて、別添4-2.の「制度改定のお知らせ」も必ず同封されるようお願い申し上げます。
(不足しましたら、コピーしてご利用下さい)。
- ②郡市区医師会へも、別添4-2.の「制度改定のお知らせ」のコピーをご送付いただき、上記①の趣旨をご周知下さいますようお願い申し上げます。
- ③制度改定内容を反映した「重要事項のお知らせ」の改訂版は、本年9月までに、貴会に送付いたしますので、それまでは、現行の「重要事項のお知らせ」をご使用ください。
- ④なお、本年2月16日付けの一部改定により、「日本医師会年金規程」が新しくなりました。変更点は、同封している年金委員会の答申に添付の「改定前後比較表」(別添3)の通りとなります。本年6月に再度、一部改訂が予定されているため、9月頃に改訂版を一括して、貴会に送付します。

以上よろしくお手配のほどお願い申し上げます。

[別添]

- | | |
|------------------------------|------|
| 4-1. 重要事項のお知らせ(2009年9月11日改訂) | : 1部 |
| 4-2. 制度改定のお知らせ(加入検討者用) | : 1部 |

日本医師会年金に関する「重要事項のお知らせ」

(社)日本医師会 2009年9月11日改訂

特にご確認いただきたい事項を以下に記載しています。ご加入の際に必ずお読みくださるようお願いいたします。

1. 制度について

・本制度は、「社団法人日本医師会年金規程」にもとづき運営されています。同規程は日本医師会(本会、以下同)に備えてあり、随時閲覧が可能です。
 なお、同規程は、委員会(年金委員会)に諮ったうえで、理事会の決議により変更される場合があります。

2. 年金財政の報告について

・この制度の決算日は毎年9月末日とし、本会は、毎決算期に、必要な責任準備金額の確定その他の決算手続きを行ない、その結果を本会の機関誌に掲載します。

3. 財政再計算について

・本会は、加入者および受給権者の構成に応じて適正な年金数理に基づいて給付額、掛金額の算定、収支予算の作成等の年金財政計画をたてます。
 ・決算の結果、剰余金が生じたときは、これを年金財産に保留します。
 ・本会は、少なくとも5年ごとに、年金財政計画の検討、利源分析を行ない、必要あるときは、給付金額(受給者の給付金額を含む)または掛金額の増減その他の修正を行ないます。

4. 加入資格について

・満64歳6カ月未満の日本医師会会員は、この制度への加入資格を有します。

5. 払込方法、期間について

・加入者は、基本掛金として毎月12,000円を満65歳に達する前月まで払込みます(毎月末口座振替)。
 ・加入者は、基本掛金を、月払いに代えて、年払い(毎年10月末口座振替または振込)または一括払いで、払込むことができます。
 ・加入者は、加算掛金として毎月6,000円の整数倍(上限なし、毎月口座振替)、および随時に100,000円単位(上限なし、随時振込)の掛金を払い込むことができます。

6. 給付(年金)内容について

・この制度による給付(年金)の種類は、以下の通りです。

(1) 養老年金 (2) 育英年金 (3) 傷病年金 (4) 遺族年金

給付(年金)の種類と支払事由及び給付を受けられることのできる期間

給付の種類	主な支払事由	給付を受けられることのできる期間										
(1) 養老年金	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者が満65歳に達したとき ・ただし、満56歳以上かつ掛金期間3年以上の加入者でやむを得ない事情がある場合には、加入者より申出があったときから、養老年金を減額して終身支給することができます。給付期間が有期である加算年金については、受給権者が選択した期間について支給します。減額する額は、適正な年金数理に従い計算した額とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受取コースは支給開始時に下記からの選択となります。<table border="0"> <tr> <td>基本年金</td> <td>加算年金</td> </tr> <tr> <td>(1)15年保証期間付終身年金</td> <td>15年保証期間付終身年金</td> </tr> <tr> <td>(2)15年保証期間付終身年金</td> <td>5年確定</td> </tr> <tr> <td>(3)15年保証期間付終身年金</td> <td>10年確定</td> </tr> <tr> <td>(4)15年保証期間付終身年金</td> <td>15年確定</td> </tr> </table> ※平成5年9月以前加入の方は10年保証期間付終身年金の選択も可能。 	基本年金	加算年金	(1)15年保証期間付終身年金	15年保証期間付終身年金	(2)15年保証期間付終身年金	5年確定	(3)15年保証期間付終身年金	10年確定	(4)15年保証期間付終身年金	15年確定
基本年金	加算年金											
(1)15年保証期間付終身年金	15年保証期間付終身年金											
(2)15年保証期間付終身年金	5年確定											
(3)15年保証期間付終身年金	10年確定											
(4)15年保証期間付終身年金	15年確定											
(2) 育英年金	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者は、養老年金のうちの加算年金の全部または一部を、育英年金として受給することができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・育英年金の給付の申出のときから4年間、7年間、10年間のいずれかのうち、加入者が選択した期間。 										
(3) 傷病年金	<ul style="list-style-type: none"> ・加入者は、傷害または疾病のため診療に従事できない場合、養老年金のうちの加算年金の全部または一部を、傷病年金として受給することができます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病年金の給付の申出のときから2年間、3年間、4年間、5年間のいずれかのうち、加入者が選択した期間。 										
(4) 遺族年金	<ul style="list-style-type: none"> ・養老年金の受給権者が、保証期間15年未満で死亡したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺族に、すでに支払った養老年金の給付期間と合算して15年間。ただし、その遺族が給付期間中に死亡したときは、そのときまでとする。残存期間分については、遺族一時金として支給する。 ・給付期間が有期である加算年金については、すでに支払った養老年金の給付期間と合算して支給を予定していた期間。 										
	<ul style="list-style-type: none"> ・育英年金または傷病年金の受給権者が給付終了前に死亡したとき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・その遺族に残存給付期間遺族年金を支給。ただし、その遺族が給付期間中に死亡したときは、そのときまでとする。残存期間分については、遺族一時金として支給する。 										
<ul style="list-style-type: none"> ・遺族年金の受給権者は、遺族年金に代えて遺族一時金を選択することができます。 												

日本医師会年金に関する「重要事項のお知らせ」

7. 受取開始期間、延長について

- ・加入者は満65歳から、養老年金を受給できます。
- ・養老年金の支給開始時期は延長することができ、又その延長期間を変更することができます。但し延長期間満了時の年齢は満75歳を限度とします。
- ・支給開始時期を延長中でも、加算掛金を払い込むことができます。
- ・延長された養老年金は、延長期間満了月から終身支給します。ただし、給付期間が有期である加算年金については、受給権者が選択した期間について支給します。

8. 脱退一時金について

- ・加入者が次のいずれかに該当するときは、脱退一時金を支給します。
 - (1) 満65歳未満で会員の資格を喪失したことにより、この制度を脱退したとき。
 - (2) 本会から除名されたとき。
 - (3) 基本年金および加算年金について脱退の申出があり、本会が事情やむを得ないものと認めたとき。
 - (4) 加算年金について脱退の申出があったとき。
 - (5) 育英を事由とし又は加入者本人の傷病により診療に従事不可を事由として加算年金の一部について脱退の申出があり、本会が認めたとき。

9. 遺族一時金について

- ・加入者、遺族年金受給権者または養老年金受給者が、つぎのいずれかに該当するときは、加入者の遺族に遺族一時金を支給します。
 - (1) 加入者が、死亡したとき。
 - (2) 養老年金による遺族年金受給権者が、遺族年金に代えて遺族一時金を選択したとき、またはすでに支払った養老年金給付期間と合算して、給付期間15年未満で死亡したとき。
 - (3) 養老年金または傷病年金による遺族年金受給権者が、遺族年金に代えて遺族一時金を選択したとき、または遺族年金の残存給付期間終了前に死亡したとき。
 - (4) 育英年金、傷病年金受給中の遺族年金受給権者が、遺族年金に代えて遺族一時金を選択したとき、または遺族年金の給付期間終了前に死亡したとき。
 - (5) 養老年金の受給権者が、給付期間15年を超えて死亡したとき。
- ・遺族一時金を支給する遺族およびその順位については、年金規程に定めます(死亡日時によって支給すべき一時金がない場合があります)。

10. 事務費の徴収について

- ・掛金払込1回につき、100円を徴収します。

11. 税金について

- ・掛金は所得控除の対象になりません。
- ・脱退一時金は掛金相当額を差引いた金額(利息分)が「一時所得」となります。
- ・遺族一時金、遺族年金は「相続財産」になります。
- ・年金は掛金相当額を差引いた金額(利息分)が「雑所得」になります。

12. 本会の責任について

- ・本会は、医師年金規程に従って年金または一時金の支払いその他の事務を適正に行なった場合、加入者または受給権者につき生じた損害については、その責任を負いません。

13. 本制度の解散について

- ・この制度の廃止およびその際の年金財産の分配方法については、制度の適正な運営を期するための委員会(年金委員会)で諮ったうえで、代議員会の決議を経てこれを決定します。

14. 個人情報の取扱いについて

- ・医師年金のご加入に伴いご提供いただいた個人情報につきましては、個人情報保護に関する法律に基づき、個人情報の適正な管理、使用及び保護に努め、目的以外に利用することはありません。また、会員の同意なく会員の個人情報を第三者に提供することはありません。

※以下の受給額のみやすは、医師年金規程(平成21年2月17日改正版)の支給率表に基づくものであり、変更になることがあります。

15. 受給額のみやす(年金受取月額、15年保証期間付終身年金を受給する場合)

加入年齢 掛金	満30歳	満35歳	満40歳	満45歳	満50歳	満55歳	満60歳
		年金受取額					
36,000円	約 94,850円	78,000円	62,200円	47,600円	34,250円	21,850円	10,300円
72,000円	約 186,950円	153,900円	122,800円	94,100円	67,850円	43,450円	20,500円
150,000円	約 386,500円	318,350円	254,100円	194,850円	140,650円	90,250円	42,600円

※基本掛金 12,000円/月、加算掛金 6,000円/月単位

表の見方 例: 満30歳からの加入で掛金が月々36,000円の場合、満65歳からの年金受取月額は約94,850円となります。

平成 22 年 4 月

日医年金ご加入検討の先生方へ

＜制度改定のお知らせ＞

時下 益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、本年 10 月 1 日施行の日本医師会年金の制度改定により、「年金額」が変更されます。改定施行前の 9 月末日までに加入された方も、同様に「年金額」が修正されます。 改定後の新しいパンフレット類は現在作成中です。

改定の経緯は、医師の平均余命が国民全体の平均より長くなってきた結果、本来の予定年金支給額より過大な支給を行っていることが判明したことにあります。改定内容は、下記の通り、終身年金における予定死亡率の適正化による年金額の修正、及び、基本年金の過大となっている支給率の適正化による年金額の修正になります。

なお、正確な年金額の試算は、コンピューター・ソフト開発後の本年 10 月下旬頃に可能になる予定です。

記

- (1) 基本年金(終身年金)と加算年金(うち終身年金のみ)の適正化

15 年保証終身年金額：	現行比約 87%に適正化
--------------	--------------

- (2) 上記(1)に加えて、基本年金の過大となっている支給率の適正化
(現在、医師年金受託幹事会社で算出中です。)

日本医師会 年金・税制課
直通 03-3942-6487
(平日 9:30~17:00)